

神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱

(平成 5 年 11 月 16 日 市長決定)

(平成 11 年 11 月 11 日 改 正)

(平成 14 年 12 月 20 日 改 正)

(平成 16 年 12 月 28 日 改 正)

(平成 24 年 2 月 14 日 改 正)

(平成 26 年 4 月 1 日 改 正)

(平成 27 年 4 月 1 日 改 正)

(令和 6 年 1 月 17 日 改 正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、産業廃棄物を処理する施設の設置及び維持管理を行う者に対し、市が環境保全、災害防止等のために必要な指導、助言及び監督を行うことにより、生活環境の保全及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。

- (1) 法：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）をいう。
- (2) 令：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。
- (3) 規則：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（昭和 46 年規則第 35 号）をいう。
- (4) 積替え・保管施設：産業廃棄物の積替え又は保管を行うための施設（手選別を含む。）をいう。
- (5) 中間処理施設：令第 7 条第 1 号から第 13 号の 2 までに掲げる施設及びこれ以外の施設であって産業廃棄物の中間処理（再生を含む。以下同じ。）を行うための施設をいう。
- (6) 最終処分場：令第 7 条第 14 号に掲げる施設をいう。
- (7) 産業廃棄物処理施設：積替え・保管施設、中間処理施設（再生活用施設を含む。）及び最終処分場をいう。
- (8) 許可に係る処理施設：法第 15 条に規定する施設設置許可が必要な産業廃棄物処理施設をいう。
- (9) 施設の設置等：産業廃棄物処理施設の設置又は次の変更をいう。
 - ① 積替え・保管施設にあつては、積替え・保管の用に供する建物の延床面積及び屋外の保管場所の面積が 10 パーセント以上増加するに至る変更
 - ② 中間処理施設にあつては、処理能力が 10 パーセント以上増加するに至る変更若しくは規則第 12 条の 8 各号（第 1 号を除く。）のいずれかに該当する変更（許可に係る処理施設以外の施設にあつては、これらに準じる変更）
 - ③ 最終処分場にあつては、埋立地の面積又は埋立容量が 10 パーセント以上増加するに至る変更若しくは規則第 12 条の 8 各号（第 1 号を除く。）のいずれかに該当する変更
- (10) 設置者：産業廃棄物処理施設を設置しようとする者及び設置している者、若しくは産業廃棄

物処理施設を承継しようとする者及び承継した者をいう。

- (11) 産業廃棄物処理業：法第 14 条第 1 項に定める産業廃棄物収集運搬業、同条第 6 項に定める産業廃棄物処分業、法第 14 条の 4 第 1 項に定める特別管理産業廃棄物収集運搬業及び同条第 6 項に定める特別管理産業廃棄物処分業をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この要綱は、施設の設置等及び維持管理を行う場合、施設の譲り受け、借り受け、相続、設置者である法人の合併、分割（以下「施設の承継」という。）の場合、施設の転用等の場合に適用する。ただし、次の各号に掲げる場合には適用しない。

- (1) 産業廃棄物を排出する事業者が当該産業廃棄物を自ら保管する場合
- (2) 産業廃棄物を排出する事業者が当該産業廃棄物を自ら中間処理又は最終処分する場合に使用する施設（以下「自家用処理施設」という。）であって、当該産業廃棄物が発生する事業所の敷地（建設工事に係る産業廃棄物については当該産業廃棄物が発生する工事現場）内に設置する場合
- (3) 国、地方公共団体又はこれらに準ずると環境局長が認める団体が施設の設置等をし、又は維持管理する場合
- (4) 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成 4 年法律第 62 号）に基づく事業である場合

(設置者の責務)

第 4 条 設置者は、施設の設置等及び産業廃棄物の処理にあたっては、法、令、規則、その他の関係法令のほか、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 設置者は、施設の設置等及び産業廃棄物の処理にあたっては、公害及び災害の発生を防止し、周辺環境との調和を図らなければならない。
- 3 営業用処理施設の設置者は、施設の設置等の計画の策定及び産業廃棄物の処理にあたっては、市内で排出される産業廃棄物の処理を優先しなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、生活環境の保全及び産業廃棄物の適正な処理を推進するため、産業廃棄物に関する調査及び研究を行うとともに、設置者に対し、指導、助言及び監督を行わなければならない。

(立地基準の遵守)

第 6 条 設置者は、施設の設置等について環境局長が別に定める「産業廃棄物処理施設の立地等に関する基準」を遵守しなければならない。

(事前協議)

第 7 条 設置者は、施設の設置等を行う場合には、あらかじめ前条に規定する立地基準に適合していることを確認したうえ、産業廃棄物の処理に係る申出書を環境局長に提出しなければならない。

- 2 環境局長は、前項に規定する申出書の提出を受けたときは、設置者に対し、必要に応じて当該施設の設置等に係る意見を述べるとともに、当該施設の設置予定場所に係る他の法令等による規制、指導等の状況に係る関係行政機関等を提示するものとする。
- 3 設置者は、当該施設の設置予定場所に係る他の法令等による規制、指導等の状況について前項で示した関係行政機関等に照会し、これを遵守するとともに、照会結果を環境局長に報告しなければならない。

(環境への配慮)

第 8 条 設置者は、施設の設置等にあたり、環境局長が別に定める「産業廃棄物処理施設に係る環境調査要領」に基づき、処理施設の設置等に係る周辺環境への影響を調査、予測しなければならない。

(事業計画の説明及び同意の取得等)

第 9 条 設置者は、施設の設置等にあたり、第 1 号から第 3 号に掲げる者に対して、第 11 条に基づく処理施設の許可申請等に先立ち、産業廃棄物処理に係る事業計画の概要を資料を用いて説明しなければならない。また、設置者は事業計画を説明した後、これらの者から当該施設の設置等について同意する旨を明らかにした書面（以下「同意書」という。）を取得するとともに、第 1 号に規定する住民自治組織、第 2 号に規定する者のうち占有使用者及び第 3 号に規定する者との間では、生活環境保全上の条件を明記した書面による協定（以下「協定書」という。）を締結しなければならない。

- (1) 当該施設設置場所の敷地の境界から 100 メートル以内の範囲に存在する自治会その他これに類する住民自治組織（「住民自治組織」という。ただし、自治会の連合組織を除く。）。ただし、上記範囲内に自治会その他これに類する住民自治組織が存在しない場合においては、上記範囲内に居住する住民の世帯主（営業者を除く。）のうち、半数を超える者とする。
- (2) 当該施設設置場所に隣接（土地と土地とが直接接すること及び道路（私道を含む。）、河川、運河等の水路（並行する道路部分を含む。）を挟むときはその幅が 28 メートル未満の場合をいう。）する土地所有者及び当該隣接地上に存在する建物の所有者並びに当該土地又は建物を所有し又は借り受けている者であって、現に占有し又は使用している者（「占有使用者」という。）。(3) 当該施設設置場所の下流の水利権等を有する者。ただし、最終処分場又は脱水、焼却、中和等の中間処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合に限る。
- 2 設置者は、前項第 1 号の範囲の内外を問わず、施設の設置等による環境影響を受けるおそれのある地域に存在する住民自治組織又は住民並びに営業者又は営業者の組織から当該施設の稼動に伴う環境面からの懸念を理由とする要望がある場合、当該要望者に対し、事業計画を説明するとともに、その経過を書面に記録しなければならない。
- 3 設置者は、法第 15 条第 4 項に規定する処理施設の設置等にあたっては、環境局長が別に定めるところにより、処理施設の許可申請に先立つ住民への周知及び説明会の開催等の必要な手続を行わなければならない。

(構造基準の遵守)

第 10 条 設置者は、産業廃棄物処理施設の構造について、環境局長が別に定める「産業廃棄物処理施設の構造に関する基準」を遵守しなければならない。

（処理施設の許可申請等）

第 11 条 設置者は、第 7 条に規定する事前協議が終了した後に、同条に規定する照会結果、第 8 条に規定する周辺環境の調査・予測結果、第 9 条に規定する同意書及び協定書又は説明の経過を書面に記録したものその他環境局長が必要と認める書類又は図面を添付し、許可に係る処理施設にあつては施設の設置又は変更許可申請書を、それ以外の施設にあつては設置又は変更届出書を環境局長に提出しなければならない。

（維持管理基準の遵守）

第 12 条 設置者は、産業廃棄物処理施設の維持管理にあつては、環境局長が別に定める「産業廃棄物処理施設の維持管理に関する基準」を遵守しなければならない。

（使用前検査）

第 13 条 設置者は、当該施設について環境局長の検査を受け、第 11 条に規定する施設の設置又は変更に係る許可申請書等に記載した計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

（軽微な変更等の届出等）

第 14 条 許可に係る処理施設以外の施設については、次の各号に定める場合、法第 15 条の 2 の 6 第 3 項で準用する法第 9 条第 3 項の規定に準じてその旨を環境局長に届け出なければならない。

- (1) 産業廃棄物処理施設の処理能力が 10 パーセント以上減少するに至る変更若しくは規則第 12 条の 8 各号（第 1 号を除く。）に掲げる事項に準じる事項の変更以外の変更をしたとき
- (2) 規則第 12 条の 10 各号に掲げる事項に準じる事項の変更があったとき
- (3) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名に変更があったとき
- (4) 産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）を廃止したとき、又は休止し、若しくは休止した施設を再開したとき

（最終処分場の廃止）

第 15 条 設置者は、最終処分場の廃止にあたり、環境局長が別に定める「産業廃棄物最終処分場の廃止に関する基準」に適合していると認められた後でなければ、当該最終処分場を廃止してはならない。

（事故等の措置）

第 16 条 設置者は、産業廃棄物処理施設の故障、破損その他の事由により事故が生じたときは、直ちに応急措置を講じるとともに、速やかにその状況を環境局長に報告しなければならない。

2 設置者は、前項に規定する場合において、環境局長が事故の拡大又は再発の防止のために必要な措置を講ずべき旨を指示したときは、これに従わなければならない。

- 3 環境局長は、前項の措置が完了するまでの間、当該産業廃棄物処理施設に係る業務の停止を指示することができるものとする。

(施設の承継)

- 第 17 条 許可に係る処理施設以外の施設を譲受け又は借受け若しくは相続する場合にあっては、法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 5 又は法第 9 条の 7 の規定に準じて、譲受け又は借受けに係る届出書若しくは相続報告書を環境局長に提出しなければならない。
- 2 設置者である法人の合併（当該設置者である法人が存続する場合を除く。）又は分割（当該施設を承継させる場合に限る。）の場合、許可に係る処理施設以外の施設にあっては、法第 15 条の 4 で準用する法第 9 条の 6 の規定に準じて、合併又は分割に係る届出書を環境局長に提出しなければならない。
- 3 第 7 条の規定は、施設の譲受け又は借受け又は相続若しくは法人の合併（当該設置者である法人が存続する場合を除く。）又は分割により産業廃棄物処理施設を承継する場合に準用する。この場合において、第 7 条第 1 項に規定する申出書の提出は承継前の事業者又は承継後の事業者が行うことができるものとし、同条第 3 項に規定する環境局長への提出書類は、許可に係る処理施設にあっては、規則第 12 条の 11 の 12 第 1 項に規定する譲受け又は借受けの許可申請書又は規則第 12 条の 11 の 13 第 1 項に規定する合併又は分割の認可申請書若しくは規則第 12 条の 12 第 1 項に規定する相続の届出書に、許可に係る処理施設以外の施設にあっては、第 1 項又は前項に規定する書類に添付するものとする。
- 4 施設の承継に伴い新たに産業廃棄物処理業の許可申請等が必要な場合の当該許可申請書は、許可に係る処理施設にあっては、規則第 12 条の 11 の 12 第 1 項に規定する譲受け又は借受けの許可申請書、同第 12 条の 11 の 13 第 1 項に規定する合併又は分割の認可申請書又は同第 12 条の 12 第 1 項に規定する相続の届出書のいずれかの書類と、許可に係る処理施設以外の施設にあっては、第 1 項又は第 2 項に規定する書類とあわせて提出することができる。

(施設の転用等)

- 第 18 条 以下に定める場合には、第 6 条、第 8 条、第 9 条第 1 項の規定を適用しない。ただし、第 1 号から第 4 号に定める場合であって、第 2 条第 9 号に規定する変更を伴うときはこの限りでない。
- (1) 本要綱に定める手続を経て施設の設置等がなされた自家用処理施設を営業用に転用する場合
- (2) 本要綱に定める手続を経て施設の設置等がなされた産業廃棄物処理施設を法又は前条により承継する場合
- (3) 本要綱に定める手続を経て施設の設置等がなされた許可に係る処理施設以外の施設が、処理能力の増加又は処理する産業廃棄物の種類の追加により新たに許可に係る処理施設に該当することとなる場合
- (4) 神戸市一般廃棄物処理施設指導要綱に定める手続を経て施設の設置等がなされた一般廃棄物の資源化施設を産業廃棄物処理施設に転用又は併用する場合
- (5) 本要綱に定める手続を経て設置等がなされた産業廃棄物処理施設について、老朽化等に伴う施設の更新を行う場合（ただし、処理能力が 10% 以上の変更又は主要な処理方法の変更を伴う

ときはこの限りでない。)

- 2 本要綱に定める手続を経ずに施設の設置等がなされた自家用処理施設を営業用に転用する場合には、本要綱の各条項を適用する。
- 3 第1項第1号の場合において、当該施設がすでに設置許可を受けているときは、第11条の「施設の設置又は変更に係る許可申請書」を「産業廃棄物処理業の許可が必要な場合には処理業の許可申請書、産業廃棄物処理業の許可が不要な場合には営業用処理施設転用届出書」と読み替えるものとする。
- 4 第7条に規定する照会結果は、第1項第1号の場合で、産業廃棄物処理業の許可が必要なときは産業廃棄物処理業の許可申請書に添付し、産業廃棄物処理業の許可が不要なときは第3項の営業用処理施設転用届出書に添付するものとし、第1項第2号の場合は、第17条に基づき環境局長に提出する届出書等に添付するものとする。

(雑則)

- 第19条 第7条に規定する産業廃棄物の処理に係る申出書の有効期間は、環境局長への提出日より2年間とする。ただし、設置者の責めに帰することができない事情その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。
- 2 第9条第2項の規定は、施設の廃止までの間準用する。
 - 3 本要綱の運用に際して必要な細目的事項は、環境局長が別に定める。

